

森林環境譲与税の活用方策の提案

(1) 森林整備①〔譲与税の活用方向〕

①新たな市町村単独事業の創設

【趣旨】

- **森林整備予算（公共、非公共）は、国の政策に影響されることから、森林所有者や林業事業者等は将来の見通しを立てにくく、計画的な森林整備の推進や労務の確保、設備投資等に取り組めない状況**
- **譲与税は、地球温暖化防止や災害防止を図るための森林整備を進めるために創設されるものであり、基金による弾力的な運用が可能であること、本道民有林の森林経営計画作成率が71%と極めて高いことなどから、新たな森林経営管理制度に係る費用のほか、経営計画作成森林の整備にも充当**

森林整備予算と譲与税

**多様な財源により
計画的かつ安定的な森林整備を推進**

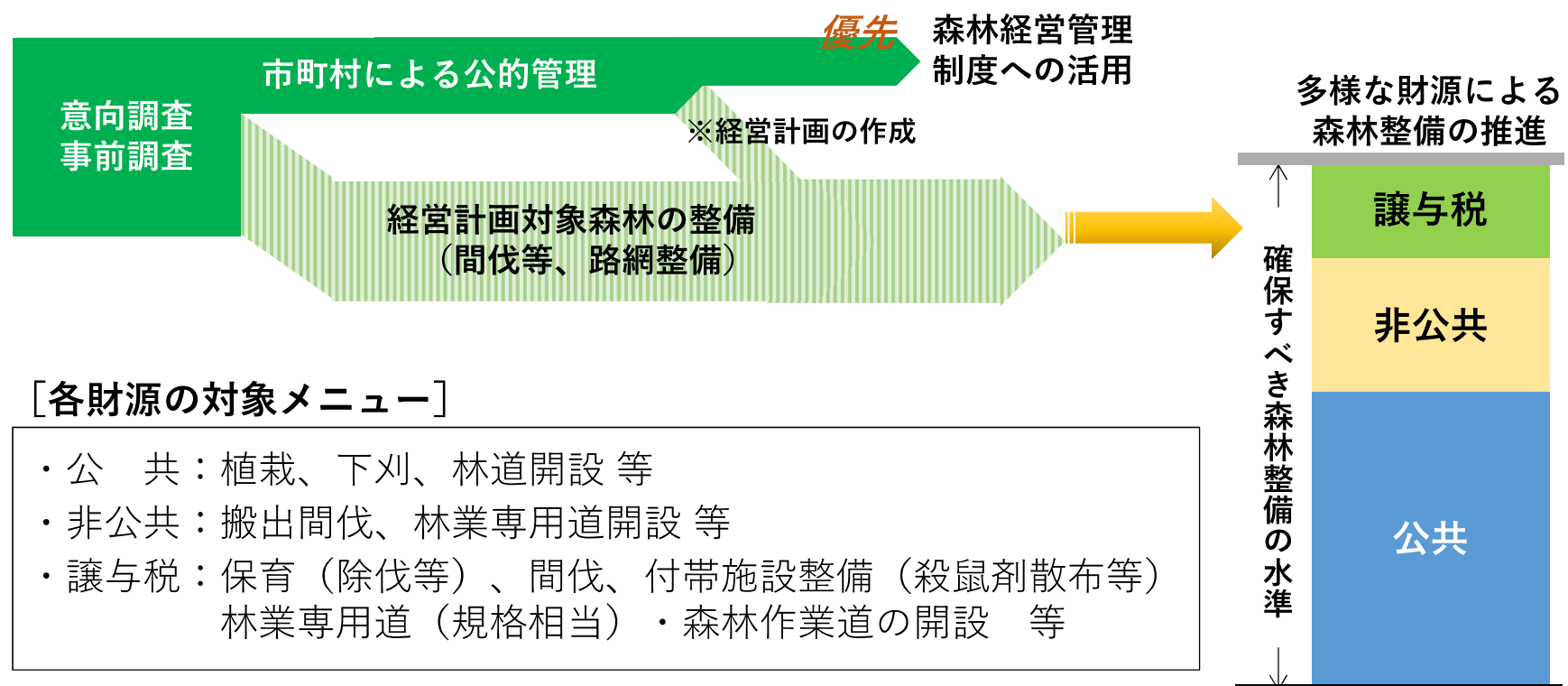
森林環境譲与税の活用方策の提案

(1) 森林整備②〔譲与税の使途の考え方〕

【基本的な考え方】

- 譲与税は、森林経営管理制度に係る取組に優先的に活用
- その上で、経営計画認定森林の整備を着実に進めるため、譲与税を活用した新たな市町村単独事業を創設・実施

森林環境譲与税の使途（イメージ）



〔各財源の対象メニュー〕

- ・ 公共：植栽、下刈、林道開設 等
- ・ 非公共：搬出間伐、林業専用道開設 等
- ・ 譲与税：保育（除伐等）、間伐、付帯施設整備（殺鼠剤散布等）
林業専用道（規格相当）・森林作業道の開設 等

森林環境譲与税の活用方策の提案

(1) 森林整備③〔市町村単独事業の創設〕

【事業の検討】

- 整備量の増加を図る観点から、公共事業等の上乗せではないものとし、公共事業等との公平性やバランスを考慮して採択要件や補助率等を設定
- 地域のニーズや特性に応じた森林の整備を進めるため、助成対象とする作業種を柔軟に設定し、弾力的に運用
- 既存施策への充当は適当でないという考え方を踏まえ、「未来につなぐ森づくり推進事業」には充当しない

既存事業との 公平性・バランスを考慮

間伐等(公共)

補助率：68%

路網整備(非公共)

林業専用道(規格相当)：25千円/m
森林作業道：2千円/m

**公共事業等の
上乗せでない**

市町村単独事業のイメージ

[対象森林]

- ・ 森林経営計画認定森林 等

[事業内容]

- ・ 保育(除伐等)、間伐、付帯施設整備
- ・ 林業専用道(規格相当)・森林作業道の開設 等

[補助率等]

- ・ 事業主体：森林組合、栄林会等
- ・ 補助率：公共、非公共と同等

地域の実情に
応じた作業種の設定

**未来森には
充当しない**

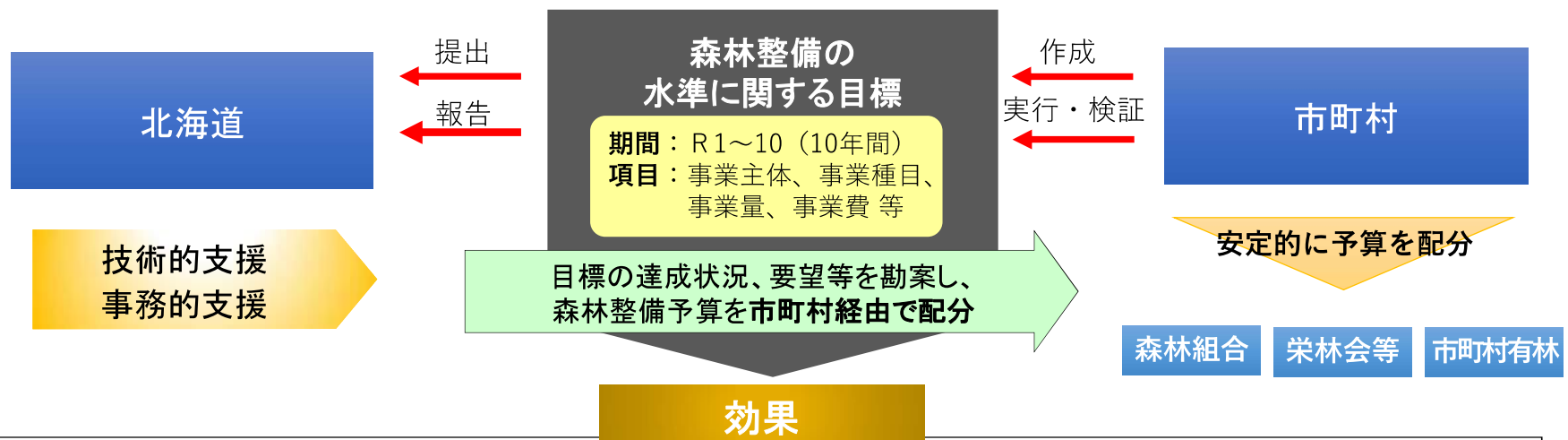
森林環境譲与税の活用方策の提案

(1) 森林整備④〔森林整備の水準に関する目標〕

【道の支援】

- 市町村は、管内の森林整備の水準を把握するため、「森林整備の水準に関する目標」を自主的に作成する仕組みを導入し、道と一体となって計画的な森林整備を推進
- 補助金査定や路網設計積算に係るシステム等の提供や、現地確認、路線選定、竣工検査や路網設計等の技術的・事務的支援を実施

道と市町村が一体となった森林整備の推進



- 市町村単独事業の予算規模の把握、計画的な執行、用途の分かりやすい公表が可能
- 事業主体の要望等へのきめ細やかな対応、管内の森林整備を主体的に進めることが可能
- 事業体は将来の見通しを立て作業員の雇用や設備投資等を行うなど、地域経済の安定と地方創生に貢献

森林環境譲与税の活用方策の提案

(1) 森林整備⑤〔市町村の取組への活用〕

② 市町村自らが行う森林整備

森林経営管理制度や市町村単独事業のほか、譲与税を活用した森林整備として、次のような取組を提案

- 所有者からの寄附等により取得した市町村有林の整備（造林、保育、間伐等）
- 山地災害防止やレクリエーションの場の提供のための森林の整備
- 間伐等を実施した森林における有害鳥獣駆除対策
- 森林経営管理制度や譲与税を活用して整備を行う森林の境界画定 など

◎既存施策の財源振替ではなく、新規の施策、事業量を確実に増加させる施策に充当するよう検討をお願い



森林環境譲与税の活用方策の提案

(2) 人材育成・担い手確保①

① 市町村における林務行政の体制強化

森林経営管理制度や森林環境譲与税など新たな業務を円滑に進めるため、市町村の林務行政を担う人材の育成や確保に向けて、次の取組を提案

- 専任職員の配置や地域林政アドバイザー制度の活用（嘱託職員、委託）
- 道などが行う職員向け研修会への参加 など

② 林業事業者の人材育成等への支援

○ 道内の林業労働者は増加傾向にあるが、業種別では、造林と種苗生産は減少傾向（素材生産は増加）にあり、かつ季節雇用も多い状況

（参考）林業労働者 (H17) 3,785人 → (H27) 4,272人



地域の森林整備の促進を図るため、森林整備を担う人材の育成や担い手の確保に向けた取組を提案

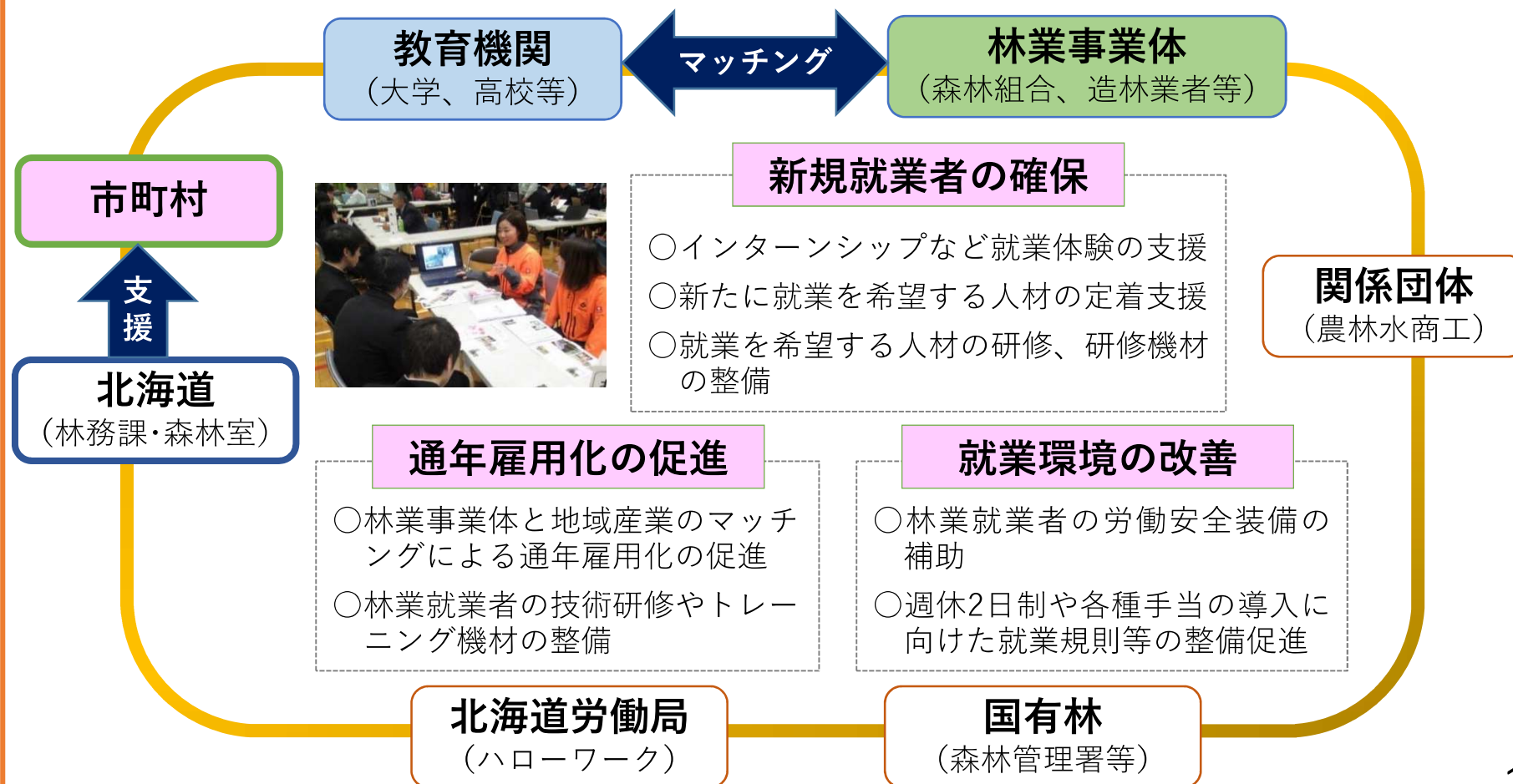
- 担い手確保に向けた**地域協議会の運営**
- 新たに就業を希望する人材に対する**林業への定着支援**
- 就業を希望する人材の研修、研修機材の整備
- 林業就業者の労働安全装備への補助
- 林業就業者の技術研修や研修機材の整備
- 森林施業プランナーの育成 など

森林環境譲与税の活用方策の提案

(2) 人材育成・担い手確保②

林業担い手の育成・確保に向けた取組【イメージ】

教育機関や林業事業体など地域関係者がネットワークを形成し、新規就業者の確保を促進するとともに、通年雇用化や就業環境の改善などの取組を実施



森林環境譲与税の活用方策の提案

(3) 木材利用の促進①

① 建築物等における地域材の利用促進

- 市町村自らが整備する公共建築物の木造化・木質化
- 広く多数の人が利用する公共性が高い民間施設の木造化・木質化等に対する助成
- 教育施設、子育て支援施設等における木製の机・椅子・書棚・遊具等の整備等

② 木材の大消費地における地域材の利用促進

- 都市（木材利用）と山村（森林整備）を結びつける都市間連携の取組（姉妹都市との木材利用・都民の森の設定等に関する協定 など）
- 都市部での地域材の売り込みやPR活動 など

③ 木質バイオマスエネルギーの利用促進

- 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入助成
- 木質バイオマスの燃料利用に対する地域材（林地未利用材等）の調達・利用への支援

この際、次のことに留意が必要

- ・ 利用される木材については、「**森林整備の促進**」に繋がること
- ・ 公益性、公共性、公平性を確保すること

森林環境譲与税の活用方策の提案

(3) 木材利用の促進②

譲与税を活用した木材利用の使途【参考事例】

① 建築物等における地域材の利用促進



公共建築物の木造化・木質化
【当麻町庁舎（当麻町）】

- ・木材は100%町産材
- ・買取型のプロポーザル方式による調達で、「地場産材の調達」を評価項目の一つとし、民間の創意工夫を活用

木材利用の取組により需要面から森林整備を支える

※具体的な使途について納税者に理解を図ることが必要

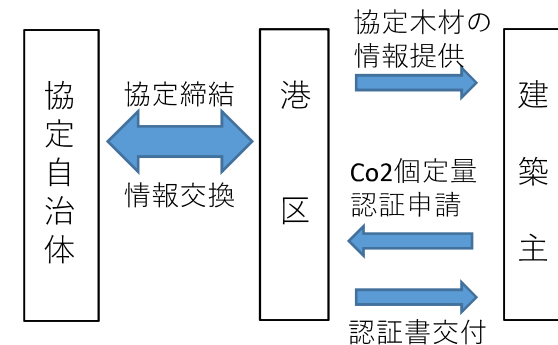
③ 木質バイオマスエネルギーの利用促進



木質チップボイラーの導入
【地域熱供給施設（浦幌町）】

- ・森林整備に伴い生じる林地未利用材の有効活用、エネルギーの地産地消

② 木材の大消費地における地域材の利用促進



みなとモデル二酸化炭素固定認証制度
（東京都港区）

- ・東京都港区と日本各地の自治体が適切な森林整備を行うことなどを内容とした協定を締結し、その協定木材を区の公共施設で率先して利用すると共に、民間の建築物にも利用を促す仕組み
- ・協定木材を利用した建築物には二酸化炭素固定認証が区から付与

森林環境譲与税の活用方策の提案

(4) 普及啓発

○道民理解の促進

地球温暖化や土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などに対する道民理解の促進を図るため、次の取組を提案

- 森林環境教育、木育活動、植樹活動の実施（ボランティア活動支援を含む）
- 市町村における第44回全国育樹祭（H32年）関連行事の開催 など



森林体験学習



木育ひろば



植樹活動



森林セラピー体験



木工体験



育樹活動